

国民健康保険・後期高齢者医療制度 加入者向け

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方へ

保険料減免制度のお知らせ

新型コロナウイルスの影響により次の要件を満たす方は、保険料が減免となる場合があります。

ケースA

新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った場合 ⇒ **保険料の全額免除**

ケースB

新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の収入減少が見込まれ、以下(1)～(3)の要件をすべて満たす場合 ⇒ **保険料の一部を減免**

世帯の主たる生計維持者について

- (1) 事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入のうち、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
- (2) 前年の所得の合計額が1000万円以下であること
- (3) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

※前年：平成31年1月1日から令和元年12月31日まで

■ 保険料減免の対象期間

令和元年度(平成31年度)分・令和2年度分の保険料のうち、納期限が次の期間のもの

◆ **令和2年2月1日から令和3年3月31日まで**

■ 申請・問い合わせ

要件に該当した方は、**裏面に記載の書類を郵送**で提出してください。

申請期限：令和3年3月31日まで

郵送先：〒951-8550 (住所記載不要)

新潟市役所 保険料減免担当

問い合わせ先

○国民健康保険について

保険年金課保険料係 電話番号 226-1085(直通)

○後期高齢者医療制度について

保険年金課高齢者医療係 電話番号 226-1081(直通)

詳しくはホームページ

をご覧ください



国民健康保険料



後期高齢者
医療制度

提出書類一覧

申請者		No.	国民健康保険料の場合	後期高齢者医療保険料の場合	書類様式等
ケースA・ケースB の申請者すべて		①	国民健康保険料 減免申請書	後期高齢者医療保険料 減免申請書	所定様式
ケースA	死亡した場合	②	医師による死亡診断書		写し
	重篤な傷病を負った 場合	③	医師による診断書		写し
ケースB	収入減少が見込まれ、 要件をすべて満たす 場合	④	収入見込額等申告書	令和2年中の主たる生計維持 者の収入見込額申出書	所定様式 ※複数の収入が減少 した場合は、 減少が見込まれる <u>収入の種類ごと</u> に 書類を作成してく ださい。
		⑤	主たる生計維持者の令和元（平成31）年中の収入が分かる書類 （給与明細書・確定申告書の控えなど）		写し
		⑥	主たる生計維持者の令和2年1月から申請月直近までの収入が 分かる書類 （給与明細書・収入が確認できる帳簿など）		写し
	【追加で必要な書類】右記理由による申請者	失業した場合	⑦	失業をしたことを証明する書類 （退職証明書・解雇通知書・離職票・雇用保険受給資格者証など） ※国民健康保険料の場合のみ 非自発的失業者に係る軽減 制度の対象となる方は減免 の対象外となる場合あり	写し
	事業等の廃止を した場合	⑧	廃業したことを証明する書類 （税務署に提出する事業廃止届や異動届の控え など）		写し
	保険金、損害賠 償等により補填 されるべき金額 がある場合	⑨	その補填されるべき金額を証明するもの （帳簿・保険契約書 など）		写し

※ 所定様式の①と④は、新潟市ホームページからダウンロード（印刷）できます。
市ホームページのトップ画面で下記キーワードを入力、検索をクリックし、該当ページを表示してください。
◇ 国民健康保険料 「国保減免」 ◇ 後期高齢者医療保険料 「後期減免」

留意事項

- ◆ 申請の際の郵送料や提出書類の作成に係る一切の費用は申請者の負担となります。
- ◆ 申請の時期に関わらず、7月にお送りする令和2年度保険料納入通知書には、減免は反映されていません。
- ◆ 減免額は、別途お送りする減免承認・決定（不承認・却下）通知書や保険料の変更通知書によりご確認ください。
なお、多数の申請が予想されるため、申請状況により通知が遅くなる場合がありますのでご了承ください。
また、納付済みの保険料が減免された場合には還付します。（未納保険料がある場合は充当します）
- ◆ 納付の猶予について
令和2年2月以降に納期限が到来する保険料について、納付が困難な方は、申請により最大6か月間、納付の猶予が認められる場合があります。